

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主利益の最大化を図り、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーから信頼される企業として成長を続けていくために、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして位置付けております。

当社グループは、激しく変化する経営環境の中で、スピーディーな意思決定と業務執行を行えるよう適切な取締役の運営による取締役会の活性化を図る一方で、監査役4名のうち4名を社外から迎え入れ、それぞれ独立的・専門的な立場から助言・提言を行うことによりコンプライアンスの強化を実施しております。また、積極的に会社情報の適時開示を推進し、株主・投資家に対して経営の透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
潤首有限公司	3,696,173	32.62
剣豪集団株式会社	1,901,727	16.78
青山 洋一	656,100	5.79
青山 和男	208,100	1.84
三井純友信託銀行株式会社	186,100	1.64
株式会社ガモウ	110,000	0.97
生田目 崇	78,200	0.69
吉田 修平	31,900	0.28
JPモルガン証券株式会社	29,500	0.26
吉川 勝敏	21,000	0.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
林 忠治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 忠治		ORIX Asia Capital Limited Senior Executive Director	中国での弁護士資格を有する他、金融の分野において幅広い知見を有し、国際的な経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果について報告を受けるほか、随時、会計監査人と会合を開催し、意見及び情報の交換を行う等緊密な連携を図っております。また、監査役と内部監査部門は定期的に会合を開催し、意見および情報交換を行うとともに、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に報告をするなど、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携を密にとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
生田目 崇	学者													
吉田 修平	弁護士													
謝 思敏	弁護士													
鈴木 浩喜	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生田目 崇		中央大学教授 独立役員に指定	中央大学教授を兼任しており、その専門分野の見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。
吉田 修平		吉田修平法律事務所	弁護士として優れた経験と見識を備えており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。
謝 思敏		北京市信利弁護士事務所 高級パートナー 雄安科融環境科技股份有限公司 独立董事 正泰电器股份有限公司 独立董事	中華人民共和国の弁護士として専門的知見と豊富な経験を所持しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。

鈴木 浩喜		企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できる。 当社との特別な利害関係はありません。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役にストックオプションとして付与する新株予約権は、当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、株主総会において承認決議された範囲内で付与するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社取締役、執行役員および当社子会社の取締役にに対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬 57百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専任の部署や担当者は設置していませんが、各会議体の資料の事前配布や説明等を担当部署から行っております。また、社外取締役及び社外監査役はその職務遂行において補助すべき人員が必要と判断した場合、代表取締役兼執行役員社長と協議のうえこれを決定することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行】

取締役会は、定例で原則月1回、その他必要に応じて開催しており、取締役8名で構成され、経営方針、会社法等で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について決議・報告を行うとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運営しております。

【監査役監査】

監査役4名(うち、社外監査役4名)は、監査役会を2か月に1回開催し、相互に定めた監査方針、業務の分担等に従い取締役会並びに会社の重要な会議への出席及び業務、財産の状況の調査等で収集した情報を基に、取締役の職務執行の監査を行っております。また、常勤監査役は、原則全ての取締役会及び会社の重要な会議に出席し意見を述べる他、あらゆる角度から会議の内容を分析しております。

【会計監査】

会計監査人からは、定期的な監査の他、会計上の課題等について随時アドバイスを受けております。また、会計監査人と監査役は、情報の共有を徹底するため報告会を定期的に行っております。なお、業務を執行する公認会計士は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
シンシア監査法人(2019年9月26日会計監査人就任)
指定社員 業務執行社員: 公認会計士 金本 光博
公認会計士 金野 栄太郎

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名

【顧問弁護士】

法律事務所と顧問契約をしており、必要に応じてアドバイスを仰いでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役4名のうち4名が社外監査役であり、中立的、客観的な視点から、取締役の職務執行状況を監査しております。また、社外取締役及び社外監査役は、毎月1回以上開催される取締役会に出席し、独立性、中立性を持った外部の視点から助言、提言を行うことで適切な監視・監督を行っております。

従いまして、当社では社外取締役及び監査役による客観的な経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が行えます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度株主総会終了後同日に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のIR資料は、当社WEBサイト(https://mhgroup.co.jp)に掲載しています。「有価証券報告書」「四半期報告書」「決算短信」等の開示資料をはじめ、株主総会の招集通知、会社説明会資料、財務・業績データ等も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役兼執行役員管理本部長 家島 広行 IR事務連絡責任者:取締役兼執行役員管理本部長 家島 広行	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正な株価形成と流通の円滑化、並びに投資家の信頼の確保及び市場の健全な発展を図るため、適時・適切な開示を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務執行、取締役の職務執行の適法及び効率性を適正に確保するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システムの整備を進めております。重要な法的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、顧問契約をしている法律事務所より必要に応じて助言をいただいております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加え、内部統制の諸問題につきまして随時相談し、検討を行っております。

内部統制システム構築の基本方針は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、コンプライアンス・チームを構成し、体制の構築・整備にあたり、必要に応じて進捗状況を取締役に報告する。また、コンプライアンス・チームは、内部牽制の徹底、整備、役員と従業員への関連法令及び定款の遵守を徹底するための教育を実施する。監査役会は、法令、定款及び社内ルールの遵守状況を実地に点検する体制とする。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実にを行うことを目的として、当該情報に関する社内規定を定め、整備する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

稟議規程、職務権限規程等に基づき、個別の案件に対する決裁権限を明確にし、組織的に損失の発生を未然に防止するものとする。また、当社の経営に重要な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるに必要な対応を行う体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う体制とする。

5. 会社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の業務執行については、関係会社管理規程に従い、適切に情報の収集及び管理を行うものとし、その運営状況は、監査役が点検を行う体制とする。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて、その補助すべき内容に応じた使用人を選任するものとする。当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に対する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告するものとする。また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制をとるものとする。また、監査役の職務執行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求めるものとする。

9. 内部監査部門の設置に関する体制

内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を代表取締役直轄で設置し、代表取締役の指示に基づき定期的に各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行っております。また、その結果は、代表取締役および監査役会、取締役会に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用することにしております。参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守し、公正で透明な取引を行うとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、取引関係その他一切の関係をもちない。また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断することとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

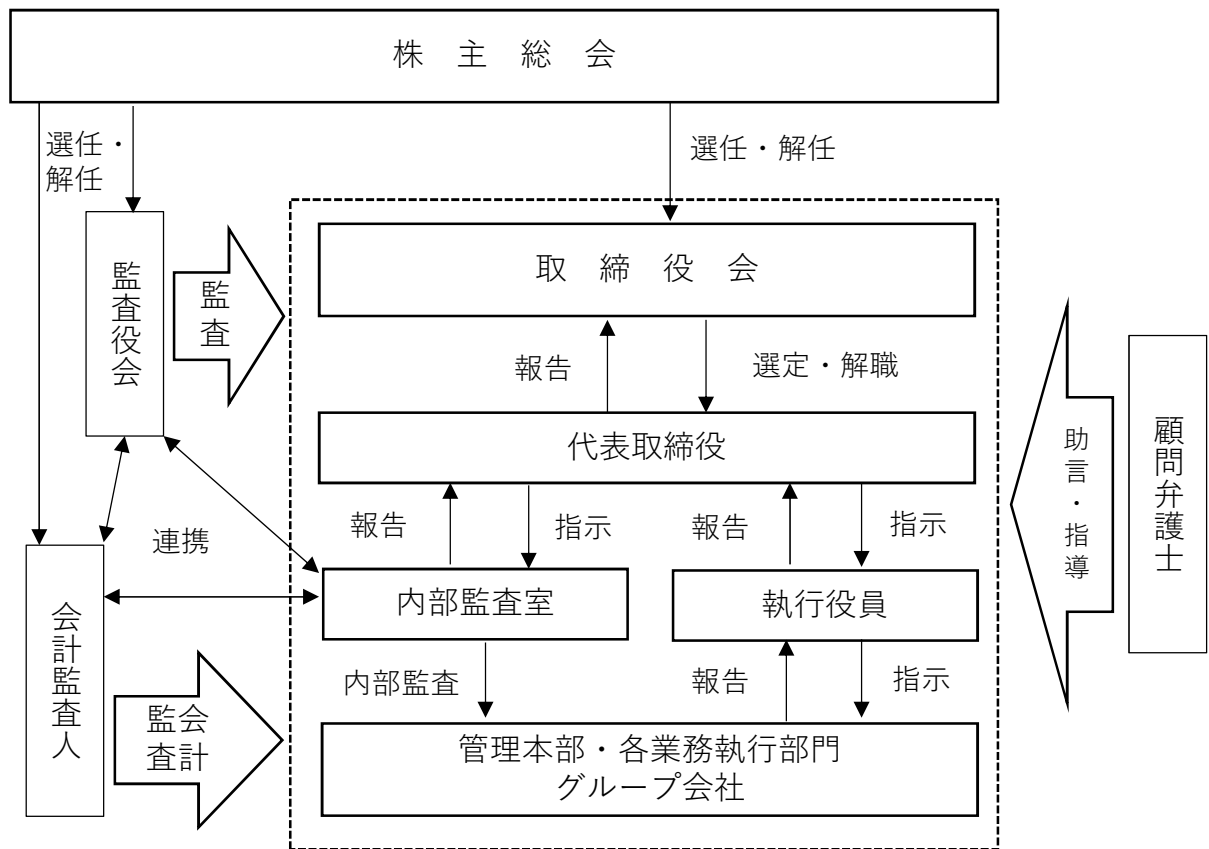
【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

当社は、<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>に記載の体制にて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【適時開示体制の概要】

当社は、<適時開示体制 模式図>に記載の体制にて、会社情報の適時適切な開示に努めております。

<コーポレートガバナンス体制 模式図>



<適時開示体制 模式図>

